

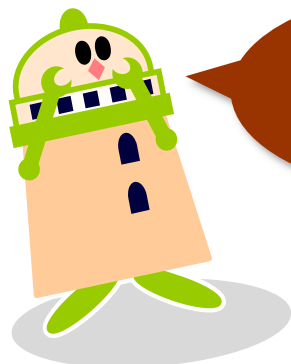
大谷口一丁目周辺地区

不燃化特区

瓦版

令和7年8月
第40号

発行：板橋区 まちづくり推進室 まちづくり調整課 調整・不燃化まちづくり係



締め切り間近
急いで！
急いで！

「燃え広がらない・燃えないまちづくり」を推進するため、一定の要件を満たした木造住宅等の除却や建替えに要する費用の一部を助成しています。

この不燃化特区の建替え助成事業は、今年度末までの事業で、令和8年2月末までに助成金の支払いまで完了する必要があります。

除却だけでも助成可能です。ご関心のある方は、ご連絡ください。

不燃化特区 建替え 助成事業

【助成の対象となる建物】

- ①主要構造部（柱や梁など）が木造
- ②耐火建築物、準耐火建築物（簡易耐火建築物を含む）**以外**
※木造やモルタル造など
- ③耐用年限の2/3を経過したもの（木造の耐用年限：22年）

助成対象か、見分けるポイントは大きく2つあります。以下は、準耐火建築物で助成対象となりません。

- ①木造3階建て（×）（建築基準法の規定で準耐火以上の防火性能が必要）
- ②平成16年夏以降に建築された建物（×）（新たな防火地域規制で準耐火以上の防火性能が必要）

助成事業説明・建替え相談会のお知らせ

日時

9月12日（金）18時30分～20時00分

9月13日（土）10時00分～11時30分

※時間内にお越しいただければ、随時ご相談に応じます

会場

大谷口地域センター（2階洋室A）

【住所】：大谷口二丁目12番5号

ご利用ください! 建替え助成事業メニュー



助成① 除却費用(建物の解体費用)

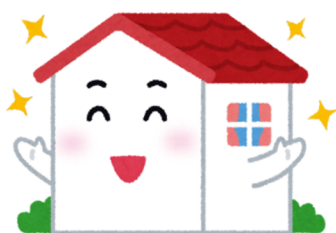
最大 150 万円 まで助成

※昭和 56 年 6 月 1 日以降の建物は最大 100 万円まで



助成② 設計費用

建物の設計費用を 最大 100 万円 まで助成



助成③ 建替え工事費用

**建替え後の地上1階から3階までの床面積の合計と、
耐火構造に応じて助成**

【例】床面積が 126 m² の 3 階建て準耐火建築物へ建替えをする場合
助成額 159 万 6 千円 まで助成

空き家をお持ちの方
ご検討ください

除却費用の助成を受けても、
必ず建替える必要はありません。
除却後、売却することは可能です。

固定資産税・都市計画税の減免措置も!

- ①住宅に建替えた場合
⇒5年間、全額免除
- ②除却して、更地にした場合
⇒5年間、8割減免

「助成の申請は、工事着手前」 急いでご相談ください。

【お問い合わせ先】

板橋区 まちづくり推進室 まちづくり調整課 調整・不燃化まちづくり係
住所：〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号
電話：03-3579-2572 F A X：03-3579-5437
E-mail：m-fmachi@city.itabashi.tokyo.jp

